

様式第 17 の 4 の 4 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位: Mbps)	備考
需要		

- 注 1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。  
2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

1 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位: 回線)	備考
需要		

- 注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料をいう。

1 の 3 データ伝送交換機能の S I Mカード枚数単位接続料に係る需要

項目	数値 (単位: 枚)	備考
需要		

- 注 1 「データ伝送交換機能の S I Mカード枚数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる機能の同条第 2 項第 3 号に掲げる部分の接続料をいう。  
2 S I Mカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該種類ごとに、「需要」の欄を分けて記載すること。

2 M N P転送機能に係る需要

項目	数値 (単位: 秒)	備考
転送呼の通信時間		

- 注 「M N P転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる機能をいう。

3 S M S伝送交換機能に係る需要

項目	数値 (単位: 回数)	備考
自網内発着数		
相互接続に係る発着数		

- 注 「S M S伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項第 4 号に掲げる機能をいう。